

## 第18回津家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成24年7月9日(月)午後1時15分～午後4時00分

### 2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員)

荒川盛也, 伊賀恵, 小島健, 高林学, 高松進, 戸田彰子, 永井玲子,  
中村文子, 藤田耕治, 美濃部浩一郎, 山下郁夫(委員長)

(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

首席家裁調査官, 首席書記官, 次席家裁調査官, 訟廷管理官, 主任  
家裁調査官, 事務局長, 事務局次長, 総務課長, 総務課課長補佐

### 4 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員の紹介

(3) 所長あいさつ

(4) 前回の委員会における意見を受けての活動報告

前回のテーマ「成年後見制度について」に関し, ①行政機関や関係団体との連携及び講師派遣の状況, ②成年後見制度説明会の実施状況, ③後見人の不正防止強化に向けて後見制度支援信託が活用できる環境が整ったことについて報告がなされた。

(5) ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」上映

(6) 主任家裁調査官による説明

少年事件の手続の流れと処遇等について説明した。

(7) 少年審判廷の見学

(8) 意見交換

今回のテーマである「少年事件の手續と処遇について」の意見交換の要旨は、別紙のとおり

(9) 次回の意見交換のテーマ

「離婚を巡る紛争と子どもの福祉」

(10) 次回開催日 平成25年1月17日(木)午後1時15分

(11) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨( 委員長, 委員, 事務担当者)

共犯関係にあり、非行態様も同じような少年の処分結果が違うことがあるが、どのようなことが影響しているのか。弁護士が付添人になることによって、処分結果が変わることがあるのか。

事件の性質にもよるが、その少年の持っている社会資源が処分結果に大きく影響することもあると思う。弁護士としては、少年の持っている社会資源をいかに有効に活用するかということを念頭において、付添人活動をしている。

補導委託は、どのようなところに委託しているのか。

現在、津家庭裁判所には、10か所の補導委託先が登録されている。委託先は、更生保護会、運送業や建設業等の自営業者、宗教家などで、三重県内だけでなく、愛知県や岐阜県の施設も利用している。近年は、住み込みでの就職が一般的でなくなったことも影響して、自宅からの通勤者しか雇ってくれないところが多い。このため、少年を一定期間預かってくれる委託先がなかなか見つからず、身柄付き補導委託が難しくなっている。三重弁護士会のこどもの権利委員会や三重少年友の会、補導委託先など少年非行に関心の高い団体に依頼するなどして委託先の確保に努めているが、新規開拓は非常に困難な状況である。

新聞等を利用して、補導委託制度を広く一般に周知し、委託先を募ってはどうか。

18歳くらいの成年に近い少年の場合、職業訓練が重要になってくると思われるので、職業訓練を対象とした通所型補導委託もあるとよいのではないかと。

もっぱら職業訓練が必要な少年については、職業訓練に重点を置いた通所型補導委託を行うことも考えられる。実際には、なかなか適当な補導委託先がなく、身柄付きで委託している少年が安定している状態であれば、同じ委託先に通所型補導委託でもう1人受入れをお願いしたりしているのが実情である。

現代社会にマッチした教育的措置として、東日本大震災による被災地でのボラ

ンティア活動に参加させることが考えられる。

教育的措置として海岸清掃活動を行わせるのは、どのような事件が対象となるのか。

事件が比較的軽微であり、審判不開始又は不処分となる見通しではあるが、審判の前に一度清掃活動に参加させて、自分の非行を見つめ直す機会を与えることで、再非行の防止に繋がると考えられる事案や、保護処分が相当である場合でも、一度指導をしておいたほうがよいと考えられる事案が対象となる。基本的には、処分決定前に調査の一環として清掃活動を経験させ、裁判官が最終処分を行うという流れで実施しているが、実施するか否かは、事件内容等と少年及び保護者の負担とのバランスも考慮し、調査官が面接をして適当と思われる少年について、裁判官の判断を仰いだ上で決めている。

関係機関とは、どのような連携をしているのか。

中学校と家庭裁判所との連絡会を隔年で、少年保護関係機関等との連絡協議会を毎年開催している。また、三重県警察学校の少年警察実務専科に主任家裁調査官を講師として派遣し、「家庭裁判所が実施する少年の立直支援で警察と協働・連携すべきこと」について講義した。

少年院との関係では、裁判官や調査官が少年院送致後の少年について動向視察を実施したり、調査官が定期的に処遇検討会に出席して意見交換を行ったりしている。

以前、14歳くらいの少年の付添人をした際に、児童自立支援施設は定員の関係で受入れが難しいと言われたことがあった。

児童自立支援施設は、人員態勢の関係で収容可能な人数に制限があり、児童自立支援施設送致への対応が難しい状況にある。三重県の少年であれば、三重県の施設で受け入れるのが相当であるが、受入れが難しい場合には、事前に家庭裁判所との間で調整し、他県での受入れも含めて検討している。

児童自立支援施設での受入れについては、連絡協議会でも議題として取り上げ、児童相談所から前向きに検討するとの回答を得ている。

離婚調停では子の親権や養育費，面接交渉が争いとなることが多いが，最近では，自分本位で子どものことを考えない親が増えている。両親に子どもを養育していこうという姿勢がなく，ほったらかしにしているなど，少年自身より家庭環境に問題がある場合も多いと思われる。少年だけでなく保護者に対する指導も必要ではないか。

家庭の教育力や監護能力に問題があるため，外にしか居場所のない少年は非常に多いと認識している。少年法25条の2に保護者に対する措置が規定されており，これに基づいて，調査の段階でも，保護者に内省を促すなど，できるだけの手当をするようにしているし，必要があれば審判期日に裁判官から保護者に訓戒を行うこともある。

非行を未然に防ぐためには，警察や学校といった組織の枠組みにとらわれず，地域社会全体で早い段階から少年に関わっていくことが必要だと思う。家庭裁判所も非行や違法行為があってから対応するのではなく，事前に関与することができないのか。

個々の事件においては，当事者の権利を制限する面があるため，家庭裁判所は送致後にしか関与できないという制度上の制約がある。

警察や検察庁でも，学校や保護司等と連携することにより，地域社会のコミュニティができればよいと考えているが，事件処理に忙殺され，なかなか手が回らない状態である。

調査官が市の青少年育成会議に出席する機会があるので，そのような場で，非行の予防策等について提案していきたい。

家庭裁判所では，非行の比較的早い段階で送致された少年に対し，再非行をいかに防止するかという観点から教育的措置を行うなど，次の非行を未然に防ぐため，民間の力も借りながら，できるだけ努力をしているところである。制度上，家庭裁判所の関与の仕方には一定の制約があることは否めないが，委員の皆さんからいただいた御意見を踏まえて，今後も民間の協力を得ながら，少年の更生や再非行の防止に向けた新たな取組を行っていきたい。